

# みんなで子どものしあわせを守りましょう

毎年五月五日の子どもの日から十一日まで児童福祉週間が実施されて、児童の福祉増進が強調されております。

昭和二十六年五月五日に児童憲章が制定されて今年は丁度二十周年となります。その間、行政の面では、児童福祉はずい分高められたと思えます。南国市においては、保育所の設置率は全国一といわれ、園にさきかけて南国市児童手当制度も作られました。

しかし子どもをとりまく環境はきびしく、問題をもつ児童は後を断ちません。

昭和四十五年度の家庭児童相談室の相談について考えてみましょう。  
相談件数

養護に欠けるもの	14件
非行のあったもの	14件
心身障害のあるもの	20件
精神薄弱のもの	7件
その他	5件
計	60件
養護に欠ける児童の家庭環境	
両親同居	3
両親不在	2
父子家庭	3



母子家庭	6
非行児の家庭環境	
両親同居	8
両親不在	2
父子家庭	2

母子家庭 1  
養護に欠ける児童は、いわゆる欠損家庭で、両親のトランプの犠牲となったものが大部分を占めております。非行の場合は両親が揃っている家庭に問題が多いことは考えねばならないと思えます。  
「集団の中で生活させてやりたい。」

毎月第三日曜日は  
家庭の日  
一家だんらんの、話し合いの場をつくりましょう。

という親の願いに対しては、重症児の施設はまだ足りません。在宅の方も二十名くらいおりますが、これらの方の訪問指導をするため近く福祉事務所へ重産児者のための家庭養育員の設置も考えられているようです。喜ばしいことと思えます。

昨年度の南国市社会福祉大会で心身障害児者の福祉についての決議をいただき、南国市手をつなぐ親の会も結成され、市から補助金も出ることにになりました。  
性格のこと、知能のこと、体のことなどお子さんの心配ごとも早期治療が大切です。

児童憲章の「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境で育てられる」という言葉をよくかみしめて、親は勿論、すべての大人は子どもたちのしあわせを守ってやらねばならないと思えます。  
(家庭児童相談室)

## 国民年金についてのお知らせ

- 一、拠出年金の老令年金支給が始まる。  
十年年金の支給が本年五月より開始されます。年金額は六万円です。満六十五歳になった翌月から支給されます。また六十歳より繰り上げ支給もあります。その場合は年金額は減額され、その額が終身続きます。満六十五歳になつた方はその月中に、また繰りあげ支給を望む方はいつでも国民年金手帳と印鑑を持参し、国民年金係まで申し出て下さい。
- 二、保険料を免除された方で現在納めることができない方はさかのぼって納めることにより年金額が多くなります。免除期間には保険料を納めた場合のみに計算されます。  
その保険料は十年を経過したときは納められなくなり、早目に納めてください。  
昭和三十六年四月、五月分はもう納められなくなりました。
- 三、満二十歳になられた方で他の各種年金制度に加入していない場合は国民年金に加入しなければなりません。すなわち農林漁業、商業、サービス業など、自営業の方や、それに雇われている方は印鑑持参のうえ年金係に申し出て下さい。もし途中で加入する場合も満二十歳になったときにさかのぼって、現時点の保険料で支払わなければなりませんので早めに入申し込みをして下さい。
- 四、保険料未納があれば年金を受け取るのに大変不利になりますので未納をなくしましょう。保険料の未納の方で前年度以前の分は年金係に申し出て下さい。
- 五、保険料を納められない方は、免除の申請を年金係までして下さい。
- 六、時効について  
一、年金給付の請求は年金を受け取る資格ができた日から、五年以内に請求しないと年金が受けられなくなります。  
二、保険料を三年以上納めた方で、死亡されたその日から、二年以内に請求しないと、もらえなくなります。
- 七、保険料を納めすぎたときは、二年以内に請求しないと権利がなくなります。
- 八、国民年金について不明の点は、年金係にお問い合わせください。